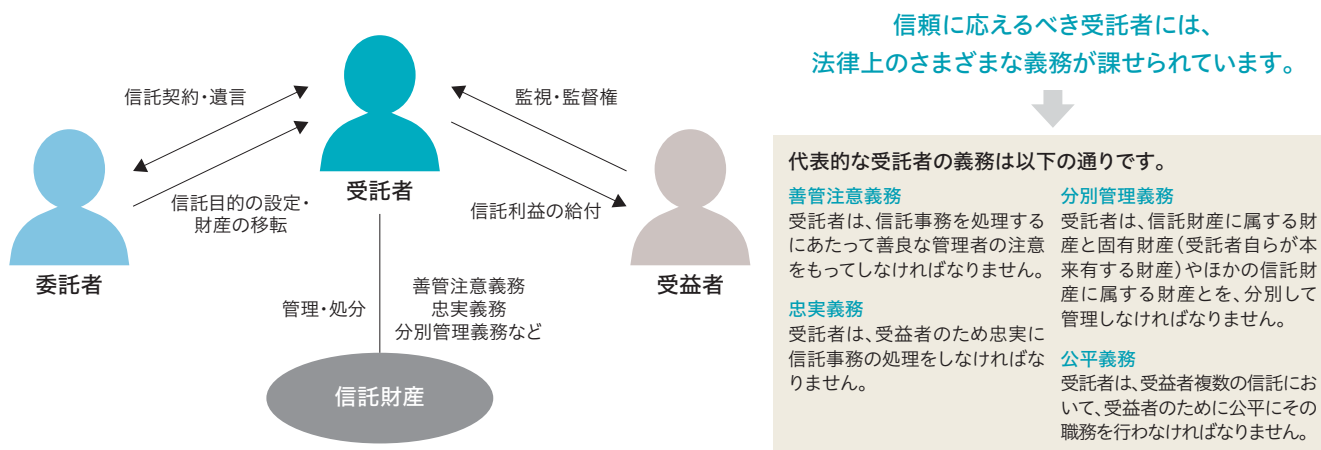


# 信託とは

## 1. 信託の基本的な仕組み

「信託」とは、金銭や不動産などの財産を有する者が、委託者として信託行為（例えば、信託契約、遺言）によって、その財産（信託財産）を信頼できる受託者に移転し、受託者は委託者が設定した信託目的に従って受益者のために信託財産の管理・処分などをする制度です。



## 2. 信託の目的・機能

### 信託目的

「信託目的」とは、委託者が信託設定によって達成しようとする目標であり、受託者の行動の指針となるものです。

### 信託の主な機能

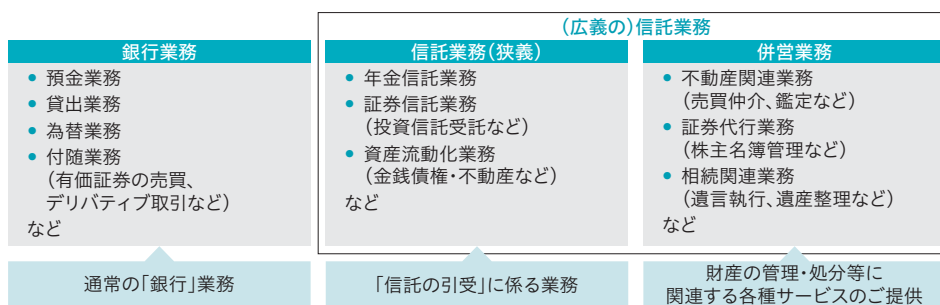
財産管理機能	財産の管理処分権が受託者に与えられます。 (同時に受託者にはさまざまな義務が課せられます)
倒産隔離機能	信託財産が委託者および受託者の倒産の影響を受けません。
転換機能	財産を信託することにより、信託受益権という権利に転換され、信託の目的に応じた形に転換されます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 質の転換(財産を受益権に転換することができます(いわゆる証券化))</li> <li>● 数の転換(小口の金銭を一口に集め、合同で運用することができます)</li> <li>● 時間の転換(自分の死後も定期額で贈与することができます)</li> <li>● 能力の転換(運用の専門家に任せることができます)</li> </ul>

### 3. 信託銀行の業務範囲

「信託銀行」とは、銀行業務と信託業務の両方を営んでいる銀行のことを指します。

信託銀行は、銀行法上の銀行が、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律\*に基づく認可を得て、信託業務を兼営する形態をとっています。

\* 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律 第1条第1項(抜粋)  
銀行その他の金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、内閣総理大臣の認可を受けて、信託業法第二条第一項に規定する信託業及び次に掲げる業務を営むことができる。



### 主な信託商品等

